

平成30年11月5日開催

第7回

遠軽町農業委員会総会議事録

遠軽町農業委員会

平成30年度 第7回遠軽町農業委員会総会議事録

1. 開催月日 平成30年11月5日(月)
2. 開催時刻 開 刻 13時30分
閉 刻 13時56分
3. 開催場所 遠軽町議会議場
4. 出席委員 13人
- | | | | |
|---------|-----|-------|----|
| 会 長 | 18番 | 新国 | 純一 |
| 会長職務代理者 | 17番 | 石丸 | 博雄 |
| 委 員 | 2番 | 菅井 | 美德 |
| 委 員 | 3番 | 原田喜一郎 | |
| 委 員 | 4番 | 西原 | 弘子 |
| 委 員 | 5番 | 石山 | 幸一 |
| 委 員 | 9番 | 小野 | 人司 |
| 委 員 | 10番 | 須藤 | 智弘 |
| 委 員 | 11番 | 中村 | 肇 |
| 委 員 | 13番 | 岡田 | 一司 |
| 委 員 | 14番 | 林 | 秀和 |
| 委 員 | 15番 | 上野 | 邦彦 |
| 委 員 | 16番 | 鈴木 | 和弘 |
5. 欠席委員 5人
- | | | | |
|-----|-----|-----|----|
| 委 員 | 1番 | 菅井 | 誠 |
| 委 員 | 6番 | 大河原 | 正一 |
| 委 員 | 7番 | 梶田 | 政實 |
| 委 員 | 8番 | 早川 | 剛司 |
| 委 員 | 12番 | 笹原 | 仁 |

6. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

- | | | | |
|-----|-----|----|----|
| 委 員 | 4番 | 西原 | 弘子 |
| 委 員 | 14番 | 林 | 秀和 |

第2 会議書記の指名

農業委員会事務局 農地係長 小川 哲也

第3 議案第1号 農地法18条第1項第2号の規定による合意解約について

議案第2号 農地法第5条(所有権移転)の規定による許可申請について

議案第3号 農業振興地域整備計画変更(農用地区域除外)について

議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について

議案第5号 現況証明願いについて

7. 出席農業委員会事務局職員

- | | | |
|-------------|----|----|
| 事 務 局 長 | 河本 | 伸二 |
| 農地・農業振興担当係長 | 小川 | 哲也 |
| 農地・農業振興担当係長 | 斉藤 | 勝彦 |

8. 会議の概要

議 長 ただ今から、本日招集された平成30年度第7回(H30.11.5)遠軽町農業委員会総会を開催いたします。

本日の委員出席人数は、委員総数18名中、出席委員13名であります。「農業委員会等に関する法律第27条第3項」に規定する出席人数は、過半数に達しておりますので、総会が成立していることをご報告いたします。

次に、議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員の指名については「遠軽町農業委員会総会会議規則第13条第2項」の規定により、議長において指名することとなっておりますので、4番 西原委員、14番 林委員の両名を指名します。

次に、総会議案の審議に先立ちまして、事務局長から諸般の報告をさせます。

(事務局長 諸般の報告)

◆ 諸般の報告

1. H30.10.5(金) 13:30～

第6回農業委員会総会

2. H30.10.10(水)～11(木)

平成30年度のうねんセミナー【札幌市北海道第二水産ビル】小川係長出席

【内 容】

農業者年金業務全般について研修を受けました。

3. H30.10.22(月) 13:30～

北海道青年と京都女性との交流会事業に係る打合せ【湧別町上湧別コミュニティセンター】小川係長出席

【内 容】

随行員等の事前打合せと参加予定の青年との打合せを行いました。

今回遠軽町からは2名、全体で8名の青年が交流会に参加予定です。

◆ 今後の予定

1. H30.11.6(火)～9(金)

北海道青年と京都女性との交流会【京都市】

小川係長出席予定

2. H30.11.20(火) 13:30～

平成30年度地区別農業委員等研修会【北見市端野町公民館】

農業委員、小川係長、斉藤係長出席予定

3. H30.12.5(水) 13:30～

平成30年度遠紋地区農業委員会職員研修会【興部町興部町中央公民館】

小川係長、斉藤係長出席予定

4. H30.12.6(木) 13:30～

第8回農業委員会総会

議 長 　ただ今の諸般の報告につきまして、質疑ありませんか。

(質疑なしの声)

議長 質疑がないようでありますから、本日の総会議案の審議に入ります。
なお、本日審議される案件の中に、「農業委員会等に関する法律第31条」の規定に抵触する案件があります。
議事進行の都合上、休憩をとる場面がありますので、あらかじめご了承をお願いします。

それでは、議案第1号「農地法第18条第1項第2号の規定による合意解約について」を議題とします。
事務局から、議案を説明させます。
(事務局 議案朗読説明)

事務局 議案第1号「農地法第18条第1項第2号の規定による合意解約について」を説明いたします。
議案書をご覧ください。

1 通知者の住所氏名

貸貸人－紋別郡遠軽町 ● ● ●
● ● ● ●

賃借人－紋別郡遠軽町 ● ● ● ●
● ● ● ●

2 通知の土地

所在「遠軽町 ● ● ●」・地番「● ● 外2筆」・地目「公簿及び現況は全て畑」・面積 (㎡) 「3筆合計 25,000」

3 通知の理由

平成21年5月14日に農業経営基盤強化促進法の規定により貸借を設定したが、その農地について貸貸人・賃借人が協議の結果、双方が解約に合意した。

4 解約の種類

合意解約

(議案より地番、面積等の詳細を説明)

事務局 本件につきましては、利用権設定をしていた農地の解約について双方が合意しており、小作地を小作人以外の者に所有権を移転するものには該当しません。

本件については賃借人が農業者年金を受給するため合意解約を行うものでございます。

以上で説明を終わります。

議長 これより、議案第1号についての質疑を行います、「農業委員会等に

関する法律第31条」の規定に抵触する案件ですので、関係する委員の退席を求めて審議を行います。

「●番 ●●委員」の退席を求めます。
暫時休憩いたします。(13:36~13:36)

議長 再開します。
これより議案第1号についての質疑を行います。
質疑ありませんか。
(質疑なしの声)

議長 質疑がないようでありますから、採決を行います。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

議案第1号の審議が終了しましたので、「●番 ●●委員」を入室させます。
暫時休憩いたします。(13:37~13:37)

議長 再開します。
●●委員に申し上げます。
議案第1号については、原案のとおり決定しましたので、その旨をご報告します。

次に、議案第2号「農地法第5条(所有権移転)の規定による許可申請について」を議題とします。
事務局から、議案を説明させます。
(事務局 議案朗読説明)

事務局 議案第2号「農地法第5条(所有権移転)の規定による許可申請について」を説明いたします。
議案書をご覧ください。

その1

- 1 申請人の住所氏名
譲渡人－旭川市 ●●●
会社員 ●● ●●
譲受人－紋別郡湧別町 ●●●●
公務員 ●● ●●

- 2 申請の土地
所在「遠軽町 ●●●」・地番「●●」・地目「公簿一田・現況は畑」・面積(m²)「396」

- 3 申請の理由
譲渡人 ー 譲受人の要望により譲渡したい
譲受人 ー 自己住宅建築用地として譲り受けたい

- 4 施設の概要
名称「居宅」・棟数「1」・面積（㎡）「132」
（議案より地番、面積等の詳細を説明）

事務局 この件につきましては、農地を住宅用地に転用するものでございます。
農地区分は、第3種農地と判断されます。

その2

- 1 申請人の住所氏名
譲渡人ー旭川市●●●
会社員 ●● ●●
譲受人ー紋別郡遠軽町●●●
自営業 ●● ●●

- 2 申請の土地
所在「遠軽町●●●」・地番「●●」・地目「公簿一田・現況
は畑」・面積（㎡）「98」

- 3 申請の理由
譲渡人 ー 譲受人の要望により譲渡したい
譲受人 ー 雪よけ場所を確保したい

- 4 施設の概要
名称「ビニール車庫」・棟数「1」・面積（㎡）「7.98」
（議案より地番、面積等の詳細を説明）

事務局 この件につきましては、昭和57年に5条転用許可を受けた●●●の
住宅用地に付随する形の転用でございます。
農地区分は、第3種農地と判断されます。

以上で説明を終わります。

議長 これより、議案第2号「その1」の質疑を行います。
質疑ありませんか。
（質疑なしの声）

議長 質疑がないようですから、採決を行います。
議案第2号「その1」について、原案のとおり決定することにご異議あ
りませんか。
（異議なしの声）

議長 異議なしと認めます。
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

次に、議案第2号「その2」の質疑を行います。
質疑ありませんか。

(質疑なしの声)

議長 質疑がないようでありますから、採決を行います。
議案第2号「その2」について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

次に、議案第3号「農業振興地域整備計画変更（農用地区域除外）について」を議題とします。

事務局から、議案を説明させます。

(事務局 議案朗読説明)

事務局 議案第3号「農業振興地域整備計画変更（農用地区域除外）について」を説明いたします。
議案書をご覧ください。

その1

- 1 農用地区域除外の土地
所在「遠軽町●●●」・地番「●●内」・現況地目「畑」・面積
(㎡)「4.00」
- 2 農用地区域除外後の土地利用計画
電気通信事業法に基づく電気通信事業（携帯電話）の用に供する
施設（通信用アンテナ）建設のため。
- 3 農用地区域除外後の土地利用計画面積
4.00㎡
- 4 農用地区域除外の理由
遠軽●●●基地局（ソフトバンク）建設のため
(議案より地番、面積等の詳細を説明)

事務局 この件につきましては、申請者が携帯電話基地局を建設するための農用地区域除外申請があった件でございます。

その2

- 1 農用地区域除外の土地
所在「遠軽町●●●」・地番「●●内」・現況地目「畑」・面積
(㎡)「4.00」
- 2 農用地区域除外後の土地利用計画

電気通信事業法に基づく電気通信事業（携帯電話）の用に供する施設（通信用アンテナ）建設のため。

3 農用地区域除外後の土地利用計画面積

4. 00㎡

4 農用地区域除外の理由

遠軽●●●基地局（ソフトバンク）建設のため
（議案より地番、面積等の詳細を説明）

事務局 この件につきましては、申請者が携帯電話基地局を建設するための農用地区域除外申請があった件でございます。

以上で説明を終わります。

議長 これより、議案第3号「その1」についての質疑を行います。
質疑ありませんか。
（質疑なしの声）

議長 質疑がないようでありますから、採決を行います。
議案第3号「その1」は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
（異議なしの声）

議長 異議なしと認めます。
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

次に、議案第3号「その2」についての質疑を行います。
質疑ありませんか。
（質疑なしの声）

議長 質疑がないようでありますから、採決を行います。
議案第3号「その2」は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
（異議なしの声）

議長 異議なしと認めます。
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

次に、議案第4号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について」を議題とします。

事務局から、議案を説明させます。
（事務局 議案朗読説明）

事務局 議案第4号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について」を説明いたします。
議案書をご覧ください。

整理番号14につきましては、使用貸借でございます。
整理番号14、所在「●●●」・地番「●●外49筆」・地目「公簿一畑、
宅地、山林・現況は全て畑」・面積（㎡）「50筆合計 291,345.
8」・貸主「●● ●●」・借主「●● ●●」・利用権の種類「使用貸
借」・法律関係「使用貸借」・始期「H30.11.12」・終期「H4
0.11.11」・期間「10年」
（議案より地番、面積等の詳細を説明）

事務局 以上の計画内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法
第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

この件につきましては、貸主の農業者年金受給のため所有農地の全てを
後継者に無償で10年間貸し付けるものでございます。

整理番号15につきましては、所有権移転でございます。
整理番号15、所在「●●●」・地番「●●外3筆」・地目「公簿一畑、
宅地、田、雑種地・現況は全て畑」・面積（㎡）「4筆合計 46,12
1.05」・譲渡人「●● ●●」・譲受人「●● ●●」・利用権の種
類「売買」・法律関係「売買」・移転時期「H30.11.12」・支払
期限「H30.11.20」・金額（円）「全筆4,200,000」・
支払方法「指定口座振込」
（議案より地番、面積等の詳細を説明）

事務局 以上の計画内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法
第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

この件につきましては、先月の第6回総会であっせんの申し出のありま
した農地について、あっせん委員が譲渡人・譲受人と協議を行った結果売
買が成立した件でございます。

以上で説明を終わります。

議長 これより、議案第4号についての質疑を行います、「農業委員会等
に関する法律第31条」の規定に抵触する案件ですので、それぞれ関係す
る委員の退席を求めて審議を行います。

それでは、議案第4号「整理番号14」の質疑を行いますので、「●番
●●委員」の退席を求めます。
暫時休憩いたします。（13：50～13：50）

議長 再開します。

これより、議案第4号「整理番号14」についての質疑を行います。
質疑ありませんか。
（質疑なしの声）

議 長 質疑がないようでありますから、採決を行います。
議案第4号「整理番号14」については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

議案第4号「整理番号14」の審議が終了しましたので、「●番 ●●委員」を入室させます。
暫時休憩いたします。(13:51~13:51)

議 長 再開します。
●●委員に申し上げます。
議案第4号「整理番号14」については、原案のとおり決定しましたので、その旨をご報告します。

次に、議案第4号「整理番号15」の質疑を行いますので、「●番 ●●委員」の退席を求めます。
暫時休憩いたします。(13:52~13:52)

議 長 再開します。
次に、議案第4号「整理番号15」についての質疑を行います。
質疑ありませんか。
(質疑なしの声)

議 長 質疑がないようでありますから、採決を行います。
議案第4号「整理番号15」については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

議案第4号「整理番号15」の審議が終了しましたので、「●番 ●●委員」を入室させます。
暫時休憩いたします。(13:53~13:53)

議 長 再開します。
●●委員に申し上げます。
議案第4号「整理番号15」については、原案のとおり決定しましたので、その旨をご報告します。

次に、議案第5号「現況証明願いについて」を議題とします。
事務局から、議案を説明させます。
(事務局 議案朗読説明)

事務局 議案第5号「現況証明願いについて」を説明いたします。
議案書をご覧ください。

整理番号34、所在「遠軽町●●●」・地番「●●、●●」・地目「公簿一畑・現況一農地採草放牧地以外」・面積（㎡）「2筆合計 430」・申請者「遠軽町●●● ●● ●●」・理由「地目変更登記」・調査員「12番笹原委員、9番小野委員、5番石山委員」
（議案より地番、面積等詳細を説明）

事務局 この件につきましては、農振地域例外地であり、都市計画区域内の第2種中高層住居専用地域にある土地で現況は宅地となっているため今回地目変更登記を行う件でございます。

なお、現地の確認につきましては、12番笹原委員、9番小野委員、5番石山委員、事務局とで現地確認をいたしまして、農地以外の地目変更登記はやむを得ないと判断をいたしました。

他の各委員さんから、補足説明があればお願いいたします。
（補足説明なしの声）

事務局 以上で説明を終わります。

議長 これより、議案第5号についての質疑を行います。
質疑ありませんか。
（質疑なしの声）

議長 質疑がないようですから、採決を行います。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
（異議なしの声）

議長 異議なしと認めます。
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

以上で、本日提案しました全ての案件の審議が終了しました。
これもちまして、平成30年度第7回農業委員会総会を閉会します。